

令和6年第12回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和6年12月25日（火）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 10時30分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（14名）

1 番 高梨 美代子

5 番 高橋 聡

6 番 遠田 雅弘

7 番 石川 義則

9 番 日向 弘明

10 番 高橋 直之

12 番 森屋 慶一

13 番 日下部 美雄

14 番 斎藤 克行

15 番 高橋 義夫

16 番 阿部 金一郎

17 番 小野 隆

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（4名）

2 番 阿部 さおり

3 番 秋葉 俊一

4 番 日下部 崇喜

11 番 佐藤 吉法

5 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第 24 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(14 件)
報告第 25 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(20 件)
議案第 42 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(21 件)
議案第 43 号	庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）	(15 件)
議案第 44 号	庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）	(509 件)
議案第 45 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について	(3 件)
◎開 会（午前 9 時 3 0 分）		
◎諸報告		
議長	これより令和 6 年第 12 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。	
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 2 番 阿部 さおり委員、3 番 秋葉 俊一委員、4 番 日下部 崇喜委員、 11 番 佐藤 吉法委員から欠席の連絡をいただいております。 次に本日の資料について報告します。タブレットに先駆的農福連携にまな ぶ研修会開催要領、令和 6 年度庄内町総合表彰式並びに令和 7 年度新春を祝 う会案内通知、配布資料は費用弁償明細 2 期分、農協広報 12 月号です。 それでは、令和 6 年第 11 回総会以後の行事について報告します。「行事報 告書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 6 年第 12 回総会後の行事予定に ついて説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）	
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 14 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。	
◎議事録署名委員の選出		
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよ ろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていた だきます。14 番 斎藤 克行委員、15 番 高橋 義夫委員、両名に議事録署 名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。	
◎報告 報告第 24 号の上程、説明、質疑		
議長	報告第 24 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議 題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。	
事務局長	（報告第 24 号の資料に基づき、報告を説明） 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。	
議長	佐藤次長。	
佐藤次長	（報告第 24 号の資料に基づき、内容を説明）	
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 24 号を終わります。	
◎報告 報告第 25 号の上程、説明、質疑		

議長	報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 25 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 25 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第 25 号を終わります。
◎議事	議案第 42 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 42 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主任がご説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 42 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので 16 番 阿部 金一郎委員より、現地調査報告をお願いします。
16 番 阿部	農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 12 月 19 日に、17 番 小野 隆委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 積雪の影響で、確認しづらい所もありましたが、農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 43 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 43 号「庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)」番号 13 番 14 番を除く 1 番から 15 番までを議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 43 号 13 番 14 番を除く、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 43 号 13 番 14 番を除くについて内容を説明)

議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 43 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」13 番 14 番を除く 1 番から 15 番までについて賛成の方挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 続いて 13 番 14 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、16 番 阿部 金一郎委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、阿部委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 43 号 13 番 14 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 43 号「庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）」番号 13 番 14 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、阿部委員着席)
◎議事	議案第 44 号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」番号 17 番、30 番、36 番、164 番、190 番、196 番、128 番、184 番、214 番、408 番、492 番を除く 1 番から 509 番までを議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 44 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 44 号について番号 17 番、30 番、36 番、164 番、190 番、196 番、128 番、184 番、214 番、408 番、492 番を除く 1 番から 509 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」番号 17 番、30 番、36 番、164 番、190 番、196 番、128 番、184 番、214 番、

	408 番、492 番を除く 1 番から 509 番までについて賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 続いて 17 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、18 番 佐藤 繁委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	（休憩中、佐藤委員退席）
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	（議案 44 号 17 番について資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」番号 17 番について賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	（休憩中、佐藤委員着席）
議長	再開します。続いて 30 番、36 番、164 番、190 番、196 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、1 番 高梨 美代子委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	（休憩中、高梨委員退席）
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	（議案第 44 号 30 番、36 番、164 番、190 番、196 番について資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）」30 番、36 番、164 番、190 番、196 番について賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	（休憩中、高梨委員着席）
議長	再開します。続いて 128 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、14 番 斎藤 克行委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	（休憩中、斎藤委員退席）

議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 44 号 128 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)」番号 128 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、斎藤委員着席)
議長	再開します。続いて 184 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、12 番 森屋 慶一委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、森屋委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 44 号 184 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)」番号 184 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、森屋委員着席)
議長	再開します。続いて 214 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、6 番 遠田 雅弘委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、遠田委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 44 号 214 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)」番号 214 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員)

	賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、遠田委員着席)
議長	再開します。続いて 408 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、7 番 石川 義則委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、石川委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 44 号 408 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)」番号 408 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、石川委員着席)
議長	再開します。続いて 492 番についてを議題とします。議事参与の制限に該当する委員がおりますので、15 番 高橋 義夫委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、高橋委員退席)
議長	再開します。詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
佐藤次長	(議案第 44 号 492 番について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 44 号「庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)」番号 492 番について賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定しました。 暫時休憩します。
	(休憩中、高橋委員着席)
◎議事	議案第 45 号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。議案第 45 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 45 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、佐藤次長がご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。

佐藤次長	(議案第 45 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。 18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	18 番 佐藤です。 所有者不明の農地を 20 年間耕作を続けた場合は、所有権移転ということもあるのでしょうか。
議長	時効取得の関係を含むということでしょうか。 佐藤次長。
佐藤次長	はい。今、佐藤委員が言われたことは、時効取得の分野に入ってくるのかと思いますが、こちらの制度は自分が借りているということが明確ですので、時効取得には当たらないと考えております。時効取得というのは、あくまでも自分のものだと思い込んで作っているものですので、この場合は正式な契約となっていてわからないで作っているということではないので、時効取得というものには当てはまらないと考えています。
議長	18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	時効取得ですが、わからないで作っていれば 10 年間で時効取得できるはずです。他人の農地だとわかっていても占有していれば 20 年間で取得できるはずではないですか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。あくまでも正式に権利設定されている農地については、時効取得には当てはまらないと考えておりますし、時効取得とは違う制度だと考えています。
議長	この制度にのっとったものは、時効取得の対象にはならないということのようです。 ほかにございますか。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	16 番 阿部です。 今、事務局から説明ありました今回の案件につきまして、貸付者というのはどのような立場にあたるのでしょうか。貸付者は、相続放棄または所有者が不明という説明がありましたが、そのうえでどのような表現でここに貸付者としてあがっているのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。貸付者ですが、亡くなっている方、登記簿上所有者となっている方というように理解していただければと思います。
議長	16 番 阿部委員。
16 番 阿部	そうしますと、亡くなっているということで、(故)というような表現は必要ないのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	はい。知事裁定に係る様式は定型で決まっております、わざわざ(亡)という表記で表さなくても、所有者がいないというのが大前提の権利設定になりますので、あえて(亡)という表記はしていません。

議長	16 番 阿部委員。
16 番 阿部	はい、わかりました。
議長	ほかにございますか。なければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 45 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案どおり要請することに決定しました。 これをもって、令和 6 年第 12 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会 （午前 10 時 30 分）	